

I 政令

1 実施計画の認定に係る事業主団体の欠格事由（第13条第1号及び第4号イ）

「この法律若しくは第30条第1項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「読み替後の職業安定法」という。）の規定その他労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、・・・罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない（事業主団体）」（第13条第1項）及び「この法律若しくは読み替後の職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの・・・により、・・・罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（が役員にいる事業主団体）」（について、認定を受けることができない。）

・ 「政令で定めるもの」（第13条第1号）

一 労働基準法（昭和22年法律第49号）第121条（同法第117条及び第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定に係る部分に限る。）の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 職業安定法（昭和22年法律第141号）第67条（同法第65条第1号に係る部分を除く。）の規定

三 労働者派遣法第62条の規定

四 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第52条（同法第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定

五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第22条（中小企業労働力確保法第21条第2号に係る部分を除く。）の規定

六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第66条（育児・介護休業法第64条に係る部分を除く。）の規定

七 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第35条（同法第34条第2号に係る部分を除く。）の規定

・ 「政令で定めるもの」（第13条第4号イ）

一 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条及び第56条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣法第44条（第4項を除く。）の規定により適用さ

れる場合を含む。)

- 二 職業安定法第63条、第64条、第65条（第1号を除く。）及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定
- 三 労働者派遣法第58条から第62条までの規定
- 四 港湾労働法第48条、第49条（第1号を除く。）及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定
- 五 中小企業労働力確保法第19条、第20条及び第21条（第2号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保法第22条の規定
- 六 育児・介護休業法第62条、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る育児・介護休業法第66条の規定
- 七 林業労働力の確保の促進に関する法律第32条、第33条及び第34条（第2号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定

2 建設業務労働者就業機会確保事業の許可に係る欠格事由（第32条第1号）
「この法律若しくは読み替後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの」

- 一 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までに係る部分に限る。）の規定並びに当これらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣法第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第44条の規定及び同条の規定に係る同法第46条の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- 四 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定

3 施行日（附則第1条）

「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日」（から施行する。）

- ・ この政令は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第84号）の施行の日（平成17年10月1日）から施行する。

II 省令

1 実施計画の認定関係

① 事業主団体の範囲（第2条第6項）

「事業主団体」とは、事業主を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とする団体又はその連合団体（法人でない団体にあっては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）であって、厚生労働省令で定めるもの

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、構成員（法第2条第6項に規定する構成員をいう。以下同じ。）の数が30以上であり、かつ、その8割以上が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けている建設事業を主たる事業とする事業主であるものとする。

① 民法（明治29年法律第89号）第34条により設立された公益法人（以下の条において「公益法人」という。）

② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合又は協同組合連合会であって、次のいずれにも該当するもの

イ 建設事業に関する事業（建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関するものに限る。）を行っていること。

（※ 許可行政庁への事業報告の写し等を提出させ、確認。）

□ 専任の職員をおく適当な事務組織を設けていること。

ハ 当該組合又は連合会が建設業法第27条の37に規定する建設業者団体（公益法人に限る。以下「建設業者団体」という。）の構成員であること又は当該組合又は連合会の構成員の3分の2以上が一の建設業団体の構成員であること。

二 設立の日以後の期間が五年以上であること。

③ 法人でない団体で構成員の数が30以上あり、かつ、その8割以上が建設業の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主である公益法人の支部であるもの

※ 新規に建設事業を開始しようとしている者は、上記の「建設事業主」に含まれないこと。なお、この旨、業務要領にも記載。

② 実施計画記載事項

ア 事業主団体が建設業務有料職業紹介事業を行おうとする場合（第12条第2項第4号）

「当該事業主団体に求人を申し込む構成員並びに求職を申し込む構成員及び構成員に常時雇用されている者の見込み数その他厚生労働省令で定める事項」

・ 法第12条第2項第4号の厚生労働省令で定める事項は、事業主団体の構成員における常時雇用する労働者の雇入れ及び離職の状況とする。

イ 構成事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする場合（第12条第2項第5号）

「（建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする）当該構成事業主及び当該構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主の氏名又は名称その他厚生労働省令で定める事項」

- 法第12条第2項第5号の厚生労働省令で定める事項は、送出事業主（法第36条第1項に規定する送出事業主をいう。以下同じ。）及び受入事業主（法第43条第3号に規定する受入事業主をいう。以下同じ。）の組合せごとの送出労働者の見込み数とする。

③ 実施計画の様式（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」

法第12条第1項の規定により実施計画（法第12条第1項に規定する「実施計画」をいう。以下同じ。）が適当である旨の認定をうけようとする事業主団体は、実施計画認定申請書（様式第3号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

④ 実施計画添付書類（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」

- 前項の実施計画認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人でない事業主団体にあっては、これらに準ずるもの）
 - 二 構成員の氏名又は名称を記載した名簿
 - 三 最近3期間の事業報告書（当該書類がない場合にあっては、最近2年間の事業状況を記載した書類）
 - 四 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、事業用資産の概要を記載した書類）
 - 五 申請者が1の①の②に該当するものであるときは、建設業者団体の構成員であること又は当該申請者の構成員の3分の2以上が同一の建設業者団体の構成員であることを証する書面
 - 六 法第12条第2項第5号に規定する場合にあっては、当該建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする事業主に係る建設業の許可を受けていることを証する書面
 - 七 役員（法人でない事業主団体にあっては、その代表者又は管理人）の住民票（外国人にあっては、外国人登録証明書。以下同じ。）の写し及び履歴書
 - 八 役員が未成年者の場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し及び履歴書
 - 九 その他参考となる事項を記載した書類

⑤ 実施計画の認定基準

ア 構成事業主が建設事業を営んでいると判断される基準(第12条第3項第4号)

「建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が建設事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること」

法第12条第2項第4号の厚生労働省令で定めるものは、建設業の許可を受けているものであって、主たる事業が建設事業であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

① 実施計画の認定の申請の日の属する月の前月末を末日とする1年間において、毎月建設事業の実績を有するもの

② 前号に掲げる者以外の者であって、実施計画の認定の日以後において毎月建設事業を行うことが確実と見込まれるもの

※ 「確実と見込まれる」とは、既存の実績のある建設事業主同士が新設合併を行う場合を指す。

イ その他の認定基準（第12条第3項第5号）

「その他厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認められること」

一 法第5条第3項の雇用管理責任者（同条第1項に規定する雇用管理責任者をいう。以下同じ。）の知識の習得及び向上並びに第8条第2項の元方事業主（同条第一項に規定する元方事業主をいう。）による関係請負人（同項に規定する関係請負人をいう。）に対する援助の実施に寄与すること。

二 法第12条第2項第5号に規定する場合にあっては、建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が他の法第14条第3項第三号に規定する認定計画において建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主として記載されていないこと。

⑥ 認定計画変更申請に係る手続（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」

法第14条第1項の規定により実施計画の変更の認定を受けようとする認定団体（法第14条第1項に規定する認定団体をいう。以下同じ。）は、実施計画変更認定申請書（様式第3号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

⑦ 届出により変更が可能な実施計画の軽微な変更（第14条第1項）

「（認定を受けた実施計画の変更については、厚生労働大臣の認定が必要であるが、）厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りではない。」

一 少数の受入事業主の追加

二 送出事業主又は受入事業主の氏名若しくは名称又は住所等の変更

三 法第12条第1項に記載する改善措置の実施時期の6月以内の変更

⑧ 報告様式（第17条）

「認定団体に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる」
毎事業年度経過後3月以内に、事業報告を提出するものとする。
事業報告の様式を定めることとする。

⑨ 認定団体に係る変更の届出手続（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」

認定団体は、④の二、五、七又は八に掲げる書類の内容に変更があったときは、速やかにその変更に係る書類を添付して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 建設業務有料職業紹介事業関係

① 許可申請

ア 許可申請書の様式（第18条第2項、第47条）

「許可を受けようとする認定団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない」（第18条第2項）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条）

法第18条第2項の申請書は、建設業務有料職業紹介事業許可申請書（様式第6号）のとおりとする。

イ 許可申請書記載事項（第18条第2項第5号）

「その他厚生労働省令で定める事項」

他に事業を行っている場合（建設事業を除く。）における当該事業の種類及び内容とする。

ウ 許可申請書添付書類（第18条第3項）

「申請書には、・・・事業計画書、当該事業に係る実施計画について・・・認定があったことを証する書面その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。」

一 建設業務有料職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書面

二 建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごと（以下この項において単に「事業所ごと」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

三 事業所ごとの業務の運営に関する規定

四 事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第30条第1項の規定により読み替えて適用する職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し及び履歴書

五 事業所ごとの施設の概要を記載した書面

工 許可申請書に添付する事業計画書の様式（第18条第3項）

「事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込み数その他建設業務有料職業紹介に関する事項を記載しなければならない」

法第18条第3項の規定により添付すべき事業計画書は、建設業務有料職業紹介事業計画書（様式第7号）のとおりとする。

② 職業紹介手数料

ア 求人者から徴収できる手数料の種類及び額（第20条第1項第1号）

「厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合（を除き、建設業務職業紹介に関し、いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない）」

- 一 受付手数料については、求人の申込みを受理した場合は、1件につき670円（免税業者は650円）を求人の申込みを受理した時以降求人者から徴収する。
- 二 紹介手数料については、支払われた賃金額の100分の10.5（免税業者にあっては、100分の10.2）に相当する額（同一の者に引き続き6箇月を超えて雇用された場合にあっては、6箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の100分の10.5（免税事業者にあっては、100分の10.2）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の100分の14.2（免税事業者にあっては、100分の13.7）に相当する額のうちいずれか大きい額）を徴収の基礎となる賃金が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかった場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを訳して徴収する場合にあっては、求人の申込み又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受理した時）以降求人者又は関係雇用主から徴収する。

イ 手数料表の作成方法（第20条第3項）

「手数料表は、厚生労働省令で定める方法により作成しなければならない」職業紹介に関する役務の種類ごとに、当該役務に対する手数料の額及び当該手数料を負担すべき者が明らかとなる方法とする。

ウ 手数料表届出の手続（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」

- ・ 法第20条第1項第2号の手数料表を届け出ようとする者は、届出制手数料届出書（様式第8号）により厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ・ 前項の規定により届け出た手数料表を変更しようとする者は、届出制手数料変更届出書（様式第8号）により厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ・ 厚生労働大臣は、法第20条第4項の規定により、建設業有料職業紹介事業者になろうとする者又は建設業有料職業紹介事業者に対し手数料表の変更を命令しようとするときは、届出制手数料変更命令通知書（様式第9号）により通知するものとする。

③ 許可証

ア 許可証の様式（第21条第1項）

「許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない」

法第21条第1項の許可証は、建設業務有料職業紹介事業許可証（様式第10号）。

以下「建設紹介事業許可証」という。) のとおりとする。

イ 許可証の再交付の申請書の様式（第21条第3項、第47条）

「許可証の交付を受けた認定団体は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない」（第21条第3項）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条）

法第21条第1項の規定により建設紹介許可証の再交付を受けようとする者は、建設業務有料紹介事業許可証再交付申請書（様式第11号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

ウ 許可証の返納（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」

- ・ 建設紹介許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、一から三までの場合にあっては建設業務有料職業紹介事業を行うすべての事業所に係る建設紹介許可証、四の場合にあっては発見し又は回復した建設紹介許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。
 - 許可が失効したとき。
 - 許可が取り消されたとき。
 - 許可の有効期間が満了したとき。
- 四 建設紹介許可証の再交付を受けた場合において、亡失した建設紹介許可証を発見し、又は回復したとき。
- ・ 建設紹介許可証の交付を受けた事業主団体が合併により消滅した場合は、合

併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者は、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、建設業務有料職業紹介事業を行うすべての事業所に係る建設紹介許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

④ 許可の有効期間の更新等

ア 申請書の様式・手続、事業計画書及び添付書類（第23条第5項、同条3項）
「許可の有効期間・・・の満了後引き続き当該許可に係る建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする送出事業主は、許可の有効期間の更新を受けなければならない」（第23条第3項）

「第18条第2項から第4項まで・・・の規定は、第3項に規定する許可の有効期間の更新について準用する」（第23条第5項）

※ 第18条第2項から第4項までには、申請書、事業計画書及び添付書類について規定されている。

- ・ 法第23条第3項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までに、建設業務有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第6号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- ・ 法第23条第5項において準用する法第18条第2項第5項の厚生労働省令で定める事項は、2の①のイに掲げる事項とする。
- ・ 法第23条第5項において準用する法第18条第3項の厚生労働省令で定める事項は、1の④の一、四及び八並びに 2の①のウの一に掲げる書類（1の④の一及びハに掲げる書類にあっては、当該書類の内容に変更があった場合に限る。）とする。
- ・ 法第23条第5項において準用する法第18条第3項の規定により添付すべき事業計画書は、建設業務有料職業紹介事業計画書（様式第7号）のとおりとする。

イ 許可証の更新の方法（更新前の許可証の取扱い）（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」（第47条）

法第23条第3項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する建設紹介許可証と引換えに新たな建設紹介許可証を交付することにより行うものとする。

⑤ 変更届

ア 届出の様式、提出期間（第47条）

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」

法第24条第1項の規定による届出をしようとする者は、法第18条第2項第4号に掲げる事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実の合った日の翌日か

ら起算して10日以内に、建設業務有料職業紹介事業変更届出書(様式第11号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。

イ 事業所新設に係る届出の添付書類(第24条第1項)

「当該変更に係る事項が建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない」

法第24条第1項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあっては、前項の建設業務有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る2の①のウの二から五までの書類を添付しなければならない。ただし、当該建設業務有料職業紹介事業者が建設有料職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、2の①のウの四に掲げる書類のうち履歴書(選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書。)を添付することを要しない。

ウ イ以外の届出の添付書類(第47条)

「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める」

法第24条第1項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出にあっては、アの建設業務有料職業紹介事業変更届出書には、1の④及び2の①のウに規定する書類のうち当該変更事項に係る書類(事業所の廃止に係る変更の届出にあっては、当該廃止した事業所に係る建設紹介許可証)を添付しなければならない。

エ 変更の届出により新設される事業所に係る許可証の交付方法(第24条第3項)

「建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない」

法第24条第3項の規定による許可証の交付は、当該新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

⑥ 許可証の書換え(第25条)

「第23条第2項の規定による許可の有効期間の変更を受けたとき、又は前条第1項の規定による届出をする場合において当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない」

・ 法第23条第2項の規定による許可の有効期間の変更を受けた者は、速やかに建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書(様式第11号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。